

【相談内容】

No7-5.点検者・診断者の資格について

○直轄管理橋梁における令和5年度からの点検者・診断者の資格について

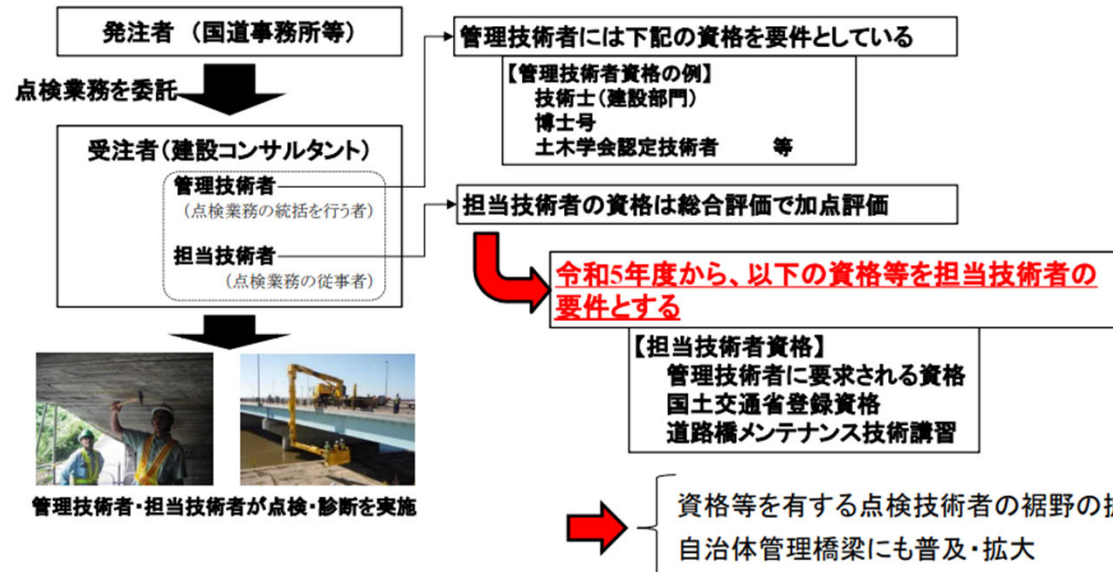
【助言内容】

○直轄管理橋梁の点検・診断業務において、令和5年度以降、管理技術者だけでなく担当技術者にも一定の資格等の要件を定めることで、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁でも有資格者により点検されるよう環境整備を図る。

直轄管理橋梁での点検資格等の取得義務化



- 直轄管理施設の点検・診断業務においても、担当技術者に資格等の取得を求めないケースがある
- 令和5年度以降、直轄管理橋梁の点検・診断業務については、担当技術者にも一定の資格等の要件を定め、全ての橋梁において、資格の取得又は講習を受講した者が点検・診断を行う事とする
- 直轄管理橋梁での義務化を通じ、資格等を有する技術者の裾野を拡大し、自治体管理橋梁でも有資格者により点検されるよう、環境整備を図る



資料の詳細（外部リンク）

<https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/content/001472422.pdf>